

令和6年度フィンテック企業に対する海外展開支援補助金 よくある質問 Q&A

【補助対象事業者・補助対象事業について】

Q1 (補助対象事業)展示会出展のコーディネーターとして申請する場合でも設立10年未満のフィンテック企業である必要があるのか。

A1 コーディネーターとして申請いただく場合は、東京都内に登記簿上の本店又は支店があれば申請いただけます。ただし、支援対象となるフィンテック企業全てにおいて募集要項に記載する条件を満たしている必要があります。詳細は募集要項及び募集要領をご参照ください。

Q2 海外展開とはどのような場合を指すのか。

例：本社機能を有する海外拠点をA国に有しており、都内にも登記している●社がB国への展開を目指す場合等

A1 グローバルな本社機能を都内に有する企業が、拠点等を有しない海外都市に展開していく場合を指します。

Q3 フィジビリティ調査及び展示会出展に当たり、海外都市に指定や制限はあるのか。

A3 海外都市に指定や制限はありません。海外展開を検討している海外都市へのフィジビリティ調査/展示会出展であれば、補助対象となります。

Q4 フィジビリティ調査及び展示会出展に係る費用を同一年度内に申請することは可能なのか。

A4 フィジビリティ調査及び展示会出展の補助を併用することは可能です。同時に申請される場合は、同一の申請書にまとめていただいて構いません。(対象事業ごとに申請書を各々提出いただく必要はございません)

ただし、(補助対象事業)展示会出展と令和6年度フィンテック企業に対する海外進出支援事業海外展示会共同出展との重複利用はできません。

重複利用確認表	フィジビリティ調査	展示会出展	共同出展
フィジビリティ調査		○	○
展示会出展	○		×
共同出展	○	×	

【補助対象経費について】

Q5 補助額の計算について、千円未満の端数を切り捨てるのは、経費区分ごとに切り捨てるのか、合計額を切り捨てるのか、どちらか。

A5 経費区分ごとに切り捨ててください。

(例)

展示会出展：補助対象経費

(1) 出展料 : 1,001,000 円

(2) ブース設営費用 : 1,001,000 円

合計 : 2,002,000 円

補助金申請額(経費区分ごとに補助率(2分の1)を乗じ、千円未満の端数を切り捨て)

(1) 出展料 : 500,000 円

(2) ブース設営費用 : 500,000 円

合計 : 1,000,000 円

Q6 補助対象経費のうち、「一部の補助対象経費を除き、本補助金の交付決定を行った日から令和7年3月31日までに、契約、利用又はサービスの提供を受け、支払が完了した費用を対象とする。」とあるが、一部の補助対象経費とは何か。

A6 展示会出展に係る①出展料及び②ブース設営費用について、要件を満たした場合は交付決定前の支払となっても問題ありません。

①出展料：出展の申込・契約が令和6年4月1日以降であること

②ブース設営費用：ブース設営に係る申込が令和6年4月1日以降であること。ただし、出展の申込と同時にブース設営に係る申込を展示会主催者に行う場合に限る。